

畜舎等における消防用設備等の特例基準の概要について

令和4年11月14日
総務省消防庁

畜舎等における消防用設備等の特例基準の概要

1. 特例基準の対象となる畜舎等

➤ 「畜舎等」（畜舎のほか、集乳施設や搾乳施設、堆肥舎をいう。）のうち、次の条件を満たすもの（「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」と同様）。

- ① 防火上及び避難上支障がないもの（例：平屋建て、不特定多数の利用がないもの）
- ② 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないもの（例：周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの）

2. 畜舎等における消防用設備等の特例基準の概要

➤ 特例基準の対象となる畜舎等における主な消防用設備等の特例基準は以下のとおり。

消防用設備等		畜舎等における主な消防用設備等の特例基準の概要
消火設備	消火器具	延べ面積が150㎡以上の場合、設置が必要。（この場合、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分を除き、20m毎に配置）
	屋内消火栓設備	設置は不要。
	屋外消火栓設備	
警報設備	自動火災報知設備	畜産経営のための簡易な事務等を行う居室が設けられ、当該部分の床面積が1,000㎡以上となる場合は、設置が必要。（この場合、専ら家畜の飼養の用に供する部分への音響装置の設置は不要。） その他の場合は、設置は不要。
避難設備	誘導灯	避難上又は消火活動上有効な開口部（出入口や窓）が少ない場合は、避難が容易である場合を除き、設置が必要。
消防用水		敷地面積が20,000㎡以上で、かつ、延べ面積が5,000㎡以上の場合、設置が必要。 ただし、木造以外の平屋建てで、高さが16m以下の場合、延べ面積が10,000㎡未満のものには、設置は不要。

【参考】消防法上の「倉庫」及び「自動車車庫又は駐車場」の消防用設備等の設置基準の概要

▶ 「倉庫」及び「自動車車庫又は駐車場」の主な消防用設備等の設置基準の概要は以下のとおり※。

消防用設備等		畜舎等における主な消防用設備等の特例基準の概要
消火設備	消火器具	<共通> 延べ面積が150㎡以上の場合、設置が必要。(この場合、20m毎に配置)
	屋内消火栓設備	<倉庫の場合> 延べ面積が700㎡以上の場合、屋内消火栓設備の設置が必要。 延べ面積が3,000㎡以上の場合、屋内消火栓設備に加え、屋外消火栓設備の設置が必要。
	屋外消火栓設備	<自動車車庫又は駐車場の場合> 屋内消火栓設備は、設置不要。 延べ面積が3,000㎡以上の場合、屋外消火栓設備の設置が必要。
	特殊消火設備	<共通> 駐車の用に供される部分の床面積が500㎡以上の場合、設置が必要。
警報設備	自動火災報知設備	<共通> 延べ面積が500㎡以上の場合、設置が必要。
避難設備	誘導灯	<共通> 避難上又は消火活動上有効な開口部(出入口や窓)が少ない場合は、避難が容易である場合を除き、設置が必要。
消防用水		<共通> 敷地面積が20,000㎡以上で、かつ、延べ面積が5,000㎡以上の場合、設置が必要。

※表中、「倉庫」及び「自動車車庫又は駐車場」が同じ基準である場合は<共通>、異なる基準である場合はそれぞれ<倉庫の場合><自動車車庫又は駐車場の場合>と記載。